

令和5年8月1日

筑西市告示第216号

## 筑西市SDGsパートナーの登録に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、持続可能な開発目標（2015年9月に国際連合で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた2030年に向けての国際社会の共通目標をいう。以下「SDGs」という。）に基づく、持続可能な地域及び社会づくりに取り組む法人その他の団体を、筑西市SDGsパートナー（以下「SDGsパートナー」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この要綱は、SDGsパートナーを登録することにより、市及びSDGsパートナー並びにSDGsパートナー同士の連携の促進を図り、もって市内におけるSDGsの普及並びに持続可能な地域及び社会づくりに向けた活動の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において「SDGsパートナー」とは、第6条に規定する登録を受けた法人その他の団体をいう。

### (登録対象)

第4条 この要綱によりSDGsパートナーに登録できる団体は、本市の区域内においてSDGsに係る活動並びに持続可能な地域及び社会づくりに向けた活動を行っている、又は行おうとしている法人その他の団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 法令等を順守し、かつ、公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (3) 筑西市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと、代表者及び役員並びに団体の構成員に同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）がないこと並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

### (登録の申請)

第5条 SDGsパートナーに登録しようとする団体又は団体の構成員（以下「申請者」という。）は、SDGsパートナー登録申請・宣言書（様式第1号）、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録等)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、SDGsパートナー登録通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録された申請者にSDGsパートナー登録証(様式第3号)を交付するものとする。

(登録の有効期間)

第7条 SDGsパートナーの登録の有効期間は、前条の規定により登録した日の属する年度の翌年度の末日までとする。

2 市長は、SDGsパートナーから次条に規定する報告書の提出があったときは、前項の登録の有効期間を当該有効期間の翌年度の末日まで延長することができる。

(活動報告)

第8条 SDGsパートナーは、登録の有効期間が満了する日までの間に、SDGsパートナー活動状況報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録内容の変更)

第9条 SDGsパートナーは、申請した内容に変更が生じたときは、SDGsパートナー登録内容変更届出書(様式第5号)により、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第10条 市長は、SDGsパートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

- (1) SDGsパートナーから当該登録を抹消する旨の申出があったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当しなくなったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、SDGsパートナーとして不相当であると認める事実があったとき。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年12月31日限り、その効力を失う。